

錦江町監査公表 4 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和元年 9 月 9 日

錦江町監査委員 牧 原 剛
同 浪 瀬 亮 祐

監査の結果に関する報告について

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 2 監査の実施期間 令和元年 8 月 30 日（金） 午前 9 時から午後 5 時
- 3 監査の実施場所 平成 30 年度実施の対象事業現地及び監査員室
- 4 監査の対象

No.	工事名	課名	契約金額	工期
1	平成 29 年度田代中学校 非構造部材耐震等工事	教育課	62,035,000 円	H30.6.15~ H30.12.5
2	田代中学校プール及び 更衣室改修工事	教育課	18,526,000 円	H30.6.28~ H30.11.9
3	川原分団詰所外壁修繕 工事	住民生活課	1,836,000 円	H30.12.27~ H31.3.14
4	広域農道交通安全対策 工事	産業振興課	4,530,600 円	H30.6.28~ H30.9.18
5	宿利原学習センター再 編事業改修工事	政策企画課	66,861,000 円	H31.9.26~ H31.2.28
6	神川地区排水整備工事	建設課	7,707,000 円	H30.10.26~ H31.3.4
7	神川小ブロック解体及 びフェンス工事	教育課	1,139,357 円	H30.7.9~ H30.8.22
8	塩屋橋補修工事	建設課	3,492,000 円	H30.11.16~ H31.2.13
9	今町団地改修工事	建設課	24,468,480 円	H30.10.1~ H31.2.28
10	役場本庁舎消火ポンプ ユニット取替工事	総務課	1,728,000 円	H30.7.9~ H30.10.22

5 監査事項

事務処理、現地

6 監査を行なった委員

牧原 剛、浪瀬 亮祐

7 監査の方法

工事監査については、工事が適正かつ効果的に行なわれているか、事務処理において不備なものがないかを主眼とし、工事ごとに関係書類の提出を求め、工事施工状況等を担当者の説明を求めながら監査を実施した。

また、現地調査終了後、それぞれ書類審査を行なった。

8 監査の結果

- (1) 教育課
特に指摘する事項はなかった。
- (2) 住民生活課
特に指摘する事項はなかった。
- (3) 産業振興課
特に指摘する事項はなかった。
- (4) 政策企画課
特に指摘する事項はなかった。
- (5) 建設課
特に指摘する事項はなかった。
- (6) 総務課
特に指摘する事項はなかった。

9 監査に関する意見等

- (1) 1. 平成 29 年度田代中学校非構造部材耐震等工事及び 2. 田代中学校プール及び更衣室改修工事においては、生徒の安全面に配慮された工程、使い勝手やプライバシーに配慮された施工がなされており、効率的・効果的な工事が行われていた。
- (2) 4. 広域農道交通安全対策工事においては、コストを抑えるための効率的な工法がとられ、また、警察等関係者との協議を経て、事故の要因を除去するなど効果的な工事が行われていた。
- (3) 5. 宿利原学習センター再編事業改修工事においては、設計段階で地域住民との話し合いが行われ、コンセンサスに基づく施工がなされていた。結果、施工後の施設利用率の高さに結びついている。
- (4) 7. 神川地区排水整備工事においては、溜柵部にパワーアシスト機構のグレーチングが採用されており、将来において管理がしやすいよう効果的な施工がなされていた。

その他

電子納品に係る記録媒体（CD等）のラベル表示及び保管方法について、統一化を検討されたい。

学校に関する工事については、工事後の評価を、一番の利用者である生徒にも求め、今後の事業に活かされたい。

最後に、公共事業については、厳しい財政状況のなか多額の予算を投じるものではあるが、工事を行なう上では、今後も必要性、受益者や地域が望む形態、将来にわたる事業効果等を総合的に勘案して、より効果的なものとなるよう計画・設計され、またそれを具現化・施工するにあたっては、効率的に取り組まれるよう望むものである。